

兵庫県公報

令和2年5月15日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に対して行う作業に従事した警察職員に対して支給する特殊勤務手当についての特例が定められることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第6号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症にかかっている者等に対して行う作業に従事した職員に支給する手当の特例）

9 条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項の規定により公安委員会規則で指定する者は、次の表に掲げる職員とする。

作業の区分	職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第1号の作業	当該作業に専従する職員として登録した職員で新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者（以下「感染者等」という。）に対して行う当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第1号の2の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員

条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第11号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員
条例附則第12項の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項第15号の作業	感染者等に対して行う当該作業に従事する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。